

ID: 1750

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	支給認定証の再交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法施行規則 第16条第1項		
法令番号	平成26年内閣府令第44号		
【基準】 府令第16条の規定による。 (支給認定証の再交付) 第16条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。 2 前項の申請をしようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 (1) 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地) (2) 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び支給認定保護者との続柄 (3) 申請の理由 3 支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。 4 支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日